

さいたま市告示第 1131 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成27年8月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)浦和駅高架下店舗計画
所在地 さいたま市浦和区高砂一丁目139-3 外121筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 東日本旅客鉄道株式会社
代表者氏名 代表取締役 富田 哲郎
住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 3 意見の概要
別添のとおり
- 4 意見書提出年月日
平成27年7月24日
- 5 意見書の縦覧期間
平成27年8月12日から平成27年9月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048(829)1364
FAX 048(829)1966
 - (2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048(829)6179
FAX 048(829)6235